

しょう しゃ さべつ かいしょうほう
『障がい者差別解消法』
とう じ しゃ してん
—当事者の視点から—

2022. 12. 16.

差別解消法（さべつかいしょうほう）フォーラム
光増昌久（みつます まさひさ）

はじめるにあたって

- 保育所(ほいくしょ)で、高齢者施設(こうれいしゃしせつ)で、障害者施設(しょうがいしゃしせつ)で、不適切(ふてきせつ)な支援(しえん)や、虐待(ぎゃくたい)が起(お)きています。
- きがおもく、やりきれない気持(きもち)の毎日(まいにち)がつづいています。
- 差別(さべつ)も偏見(へんけん)もない社会(しゃかい)を市民(しみん)が協力(きょうりょく)・連携(れんけい)して創造(そうぞう)しませんか？

今日(きょう)は差別解消法(さべつかいしょうほう)に関(かん)してわかりやすく話(はな)します

- 差別(さべつ)って何(なん)でしょうか？
- 合理的配慮(ごうりてきはいいりょ)ってことば知(し)っていますか？
- やさしくひもといってみましょう！

きょうせいしゃかい **共生社会**じっげん **の実現のために**

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
• **障害者差別解消法**は、障害のある人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、企業や店舗などの事業者や行政機関等が、障害のある人に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととしています。障害者差別解消法を推進することで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると考えられます。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

- 法の対象範囲について

対象となる「障害者」は？（障害者の定義）

障害者差別解消法では、「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

対象となる「事業者」は？（事業者の定義）

障害者差別解消法では、「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

対象となる「分野」では？

教育、医療、福祉、公共交通など、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の定めるところによることとされています。

差別の種類

差別とは・・・

◆ 不均等待遇

◆ 「合理的配慮」を受けないこと

不均等待遇(働く)

- ◆ 「障害がある」と伝えたら採用してもらえなかった。
- ◆ 「漢字が書けない人は採用できない」といわれた。

不均等待遇(サービス)

- ◆ 「手帳を持っている人」は入れない喫茶店、プール
- ◆ 「安全を確保できない人」は使えない遊園地

不均等待遇(住む)

- ◆ 障害があると伝えたら、家を借りられなかった。
- ◆ グループホームを建てるのに、近所の人「同意」が必要といわれた。

合理的配慮がない(働く)

- ◆ 上司から、「先輩の仕事をみて勉強しろ」といわれたが、そんな説明では分からない。
- ◆ 仕事の手順がわからず、ミスが多くなる。

合理的配慮がない(情報)

- ◆ 資料にルビがふってないので、読みづらい。
- ◆ 会議に参加したが、うまく伝えられない。

なぜ差別解消法が必要か

- ◆ 社会に差別を知ってもらう
- ◆ あたりまえに暮らす権利
- ◆ 相談・調停・仲裁・裁定

「相談ができる」

「間に入って解決してくれる」

深刻

精薄者への人権侵害

道社協の昨年度調査

道社会福祉協議会(鈴木茂会長)は、道内の精薄者本人と家族、福祉施設職
員を対象に初めて行った「知的障害者(精薄者)の権利擁護に関する調査」結
果をこのほど発表した。それによると、回答した精薄者の四〇％近くが差別を
感じ、また三人に一人が施設内で体罰を経験するなど、精薄者の置かれてい
る厳しい実態が明らかになった。

「差別感じる」40%

3人に1人、施設内で体罰

同調査は昨年度二年間か
けて実施。全道百三十八カ
所の福祉施設に入所中の精
薄者三百九十二人、施設職
員百二十六人と、家族百
七十三人が回答した。
精薄者本人へのアンケート
では「これまで差別を
感じている」と答えた者が
四〇％、また三人に一人が
施設内で体罰を経験する
など、精薄者の置かれてい
る厳しい実態が明らかにな
った。

同調査は昨年度二年間か
けて実施。全道百三十八カ
所の福祉施設に入所中の精
薄者三百九十二人、施設職
員百二十六人と、家族百
七十三人が回答した。
精薄者本人へのアンケート
では「これまで差別を
感じている」と答えた者が
四〇％、また三人に一人が
施設内で体罰を経験する
など、精薄者の置かれてい
る厳しい実態が明らかにな
った。

同調査は昨年度二年間か
けて実施。全道百三十八カ
所の福祉施設に入所中の精
薄者三百九十二人、施設職
員百二十六人と、家族百
七十三人が回答した。
精薄者本人へのアンケート
では「これまで差別を
感じている」と答えた者が
四〇％、また三人に一人が
施設内で体罰を経験する
など、精薄者の置かれてい
る厳しい実態が明らかにな
った。

(五・四％)「いまだある」
(一・五％)を合わせると、
約三分の二が体罰を経験を
持つ。施設職員へのアンケ
ートでも、約八〇％が体罰の
事実を認めている。

また、知恵遅れの児童、
生徒を持つ家族からの回答
では「校内行事に参加させ
てくれない」「子供が性的
被害に遭った」と答える
ものがあった。

施設職員からは「家族が
自分の遊園地に本人の障害
年金を使っている」などのケ
ースが報告された。

調査に当たった同協議会
の斎藤研修部長は「予想
以上に人権侵害は深刻だ。
道内での障害者の権利擁護
機関設置を急ぐべきだ」と
している。

■条約の主な内容

2014年1月20日、我が国は
障害者権利条約を批准しました。

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止しています。

ここで言う「差別」とは、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず、段差がある場所にスロープを設置しないなど、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるということが、明確に示されています。

またこの条約は、障害者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障害者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。さらに、条約の内容が実施されているかを監視する機関を国内に設置することが明記されています。

外務省HPから



■“私たちのことを，私たち抜きに決めないで”

条約の起草に関する交渉は，政府のみで行うのが通例ですが，このアドホック委員会では，障害者団体も同席し，発言する機会が設けられました。それは，障害当事者の間で使われているスローガン「**“Nothing About Us Without Us”**（**私たちのことを，私たち抜きに決めないで**）」にも表れているとおり，障害者自身が主体的に関与しようとの意向を反映し，名実ともに障害者のための条約を起草しようとする，国際社会の総意でもありました。日本からも延べ200名ほどの障害者団体の関係者が交渉の行われた国連本部（ニューヨーク）に足を運び，実際に委員会を傍聴しました。日本の政府代表団には，障害当事者が顧問として参加し，日本は積極的に交渉に関与しました。2002年から8回にわたるアドホック委員会の会合を経て，2006年12月13日，障害者権利条約が国連総会で採択されました。



アドホック委員会の様子

なぜ きんし(禁止)から かいしょう(解消)？

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について
の差別禁止部会の意見から

平成24年9月14日

障害者政策委員会差別禁止部会

理念

重要な3つの視点。

1、差別の解消に向けた取組の重要性

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で直面する社会的障壁をなくすことが重要であり、なかでも、障害者の完全参加と平等に大きな制約をもたらす見えざる社会的障壁としての差別は早急に解消されなければならないこと。

2、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものではないこと

この差別をなくそうとする試みは、人類普遍の原理を希求するものであり、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を認め合う社会の実現に資するものである。

ゆえに、本法は、差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならず、今後、差別者・被差別者を作り出さないためにも、国民誰しものが理解し得る共生社会の実現に向けた共通のルールとして機能することが重要であること。

3、差別の解消がこれからの社会により活力を与えるものであること

属性や能力において多様性に富む個人により構成される社会において、それぞれがその力を発揮し、お互いに支え合っていくには、その間に存する差異は尊重されるべきであり、障害者の完全参加と平等の実現は、特に少子高齢化が進行する我が国にとって社会全体に活力を与えるものであること。

しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう
障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん ほうりつ
推進に関する法律

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
障害者差別解消法

(目的)

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重ぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔だてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合ながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国民の責務）

第四条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自から設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消 の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」とう。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

わかりやすい
版

障害者差別 解消法が できました

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

このリーフレットは、誰にでもわかりやすくなるよう、知的障害のある方などと共に話しあいながら作られたものです。

こんなことで困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちとは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。



お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。



アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えたと、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。



スポーツクラブや習い事の教室などで障害があることを理由に、入会を断られた。



交通機関を利用したいとき、
どの乗り物に乗ったら
いいかわからないので
職員に聞いたが、
わかるように
説明してくれなかった。



役所の会議に呼ばれたので、
わかりやすく
説明してくれる人が
必要だと伝えていたが、
用意してもらえなかった。

みんなの声を受けて、
障害者差別解消法ができました。

障害者差別解消法では、
「不当な差別的取扱い」と
「合理的配慮をしないこと」
が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけで
スポーツクラブに入れないこと、
アパートを貸してもらえないこと、
車いすだからといってお店に入れないことなどは、
障害のない人と違う扱いを受けているので、
「不当な差別的取扱い」であると考えられます。
ただし、他に方法がない場合などは、
「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、
視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、
知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、
障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、
障害のある人には情報を伝えないことになります。
障害のある人が困っている時にその人の障害に合った
必要な工夫ややり方を相手に伝えて、
それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。
障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、
障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も
差別となります。

役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、
役所も会社・お店なども禁止されます。
役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。
しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らない
ようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的 取扱い	しては いけない	しては いけない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、
お金がかかりすぎたりすることもあります。
その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

質問と答え いやなことや困ったことが 起こった時には？

質問 1 障害のことで差別されたら、 まずどうしたらいいのですか？

役所に相談を受け付けてくれる
窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、
他の相談窓口を教えてください。

質問 2 差別した会社・お店などは、 どうなるのですか？

会社・お店などの場合は、
障害のある人にどんな対応をしたか
役所に報告するように求められたり、
差別をしないように注意をされることがあります。

相談窓口



質問 3 近所の人から差別的なことを 言われました。その人は 罰を受けないのでしょうか。

障害者差別解消法が禁止しているのは、
役所や会社・お店などによる差別です。
この法律が、一人ひとりのすることや
考えを罰することはありません。
障害のある人への差別がなくなるよう、
国や都道府県または市町村は、障害や障害の
ある人について、国民が理解を深められるような
取組をしなければなりません。

質問 4 この法律はいつから スタートするのですか？

平成28(2016)年4月から始まります。



問い合わせ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当
〒100-8914東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎8号館
電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>
協力: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会/ビープルファースト北海道



内閣府

へい せい ねん がつ つい たち
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法
が スタート します！

ほうりつ しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃかい め ざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

ちゅう ざい しき めいしきょう しょうがい り ゆう さ べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりょ ていきょう ＜不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供＞

ふとう さべつてきとりあつか きんし 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

「対応要領」「対応指針」とは？

▼ 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることとされています。

▼ 対応指針

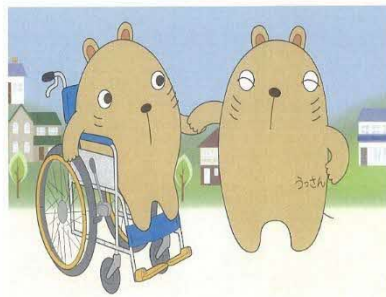
事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

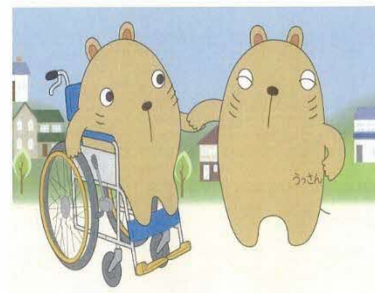
ほっかいどう たいおうようりょう
北海道の対応要領ーサポートブック

障がいのある方への
よりよい対応ができるサポートブック



北海道

障がいのある方への
よりよい対応ができるサポートブック



北海道教育委員会

ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

しょうがい ひと たい せい とう り ゆう しょうがい り ゆう てい きょう きょ ひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、しょうがい
しょうがい
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せい とう り ゆう はん だん ば あい しょうがい ひと り ゆう せつ めい り がい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう つと たい せつ
よう努めることが大切です。

合理的配慮

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの
対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する
こと（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担
があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を
提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。
たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内して
ほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法
さがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて
異なります。

ち いき なか 地域の中のつながり

と どう ふ けん し ちょうそん しょうがいしゃ さ べつ かいしょう とり くみ おこな
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、
ち いき さま さま かん けい き かん しょうがいしゃ さ べつ かいしょう し えん ち いききょう ぎ かい
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができることと
されています。

しょうがいしゃ さ べつ かいしょう かんけいしゃ はな あ ば たが かお み かんけい
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、
たが り かい
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひと とも く ち いき いっ ぽ ち いききょう ぎ かい
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくることが
き たい
期待されます。

だれもが暮らしやすい地域づくりのために

○障害者権利条約 ――世界のきまり

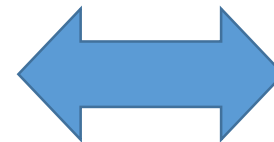
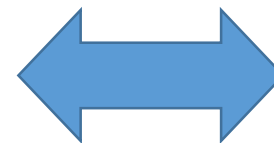
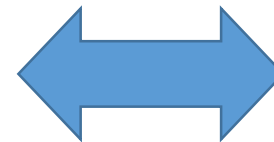
○日本国憲法 ――――日本のきまり

○障害者基本法

○障害者虐待防止法

○障害者差別解消法

○障害者雇用促進法



北海道
障がい者条例

ほっかいどう しょうがいしゃ じょうれい

北海道障害者条例

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)は、障がいのある方の権利擁護や障がいがあることを理由に差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを目的とするものとして、平成22年4月1日に施行されました。

【北海道障がい者条例とは】

○北海道障がい者条例は、障がいのある人の権利を守りながら、暮らしやすい地域をみんなで作りましょうという条例です。

○障がいのある人が、町に出かける、自分にあった職場で働くなど、暮らしたい町で、安心して暮らせる地域づくりをめざしています。

○障がいがあっても、住み慣れたまちですっと暮らしていけるというのはみんなの願いです。

障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域です。

○この目標を実現するために、北海道では次の3つの取り組みを進めています。

- 暮らしやすい地域づくりを進めよう
- 障がいのある人が働くのを応援しよう
- 障がいを理由にした虐待や差別をなくそう

北海道のさくせいしたパンフレット

- ・作成するにあたり、当事者のみなさんの意見をさんこうにしています。



だれもが暮らしやすい 地域づくりのために

しょう ひと
障がいのある人も
か そく
ご家族、きょうだい、ともだちも
し えん ひと
支援している人にも…
とど
みんなに届けたい



このパンフレットは、障がいのある方からご意見をいただきながら作りました。

ほっ かい どう
北 海 道



れんらくさき と あ さき
連絡先がわからないときのお問い合わせ先

ほつかいどうしょう しゃ ほけんふくし か ほつかいどうしょう しゃけんりようこ せん たー
北海道障がい者保健福祉課(北海道障がい者権利擁護センター)

でんわ 011-231-8617

ファックス 011-232-4068

めーる hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

◎月～金 午前8:45～午後5:30
【土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。】

ち い き
(地域づくり委員会の窓口)
かくしんこう せん かい かい かい かい
(各振興局社会福祉課)



でんわ

ファックス

● 空 知 (そらち)	0126-20-0111	0126-25-6759
● 石 狩 (いしかり)	011-204-5861	011-232-1090
● 後 志 (しりべし)	0136-23-1938	0136-22-5846
● 胆 振 (いぶり)	0143-24-0782	0143-22-5285
● 日 高 (ひだか)	0146-22-9478	0146-22-7712
● 渡 島 (おしま)	0138-47-9537	0138-47-9225
● 檜 山 (ひやま)	0139-52-6651	0139-52-3010
● 上 川 (かみかわ)	0166-46-5982	0166-46-5203
● 留 萌 (るもい)	0164-42-8317	0164-42-4715
● 宗 谷 (そうや)	0162-33-2573	0162-33-2628
● オホーツク(おほ一つく)	0152-41-0691	0152-45-0494
● 十 勝 (とかち)	0155-26-9251	0155-27-2188
● 釧 路 (くしろ)	0154-43-9255	0154-41-2235
● 根 室 (ねむろ)	0153-24-5459	0153-23-6176



こんなことはありませんか？



しょう
障がいがあることを
りゆう みせ りよう
理由にお店を利用
できなかつた。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
であると考えられます。
ただし、他に方法がない場合などは、
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。



くち うご ことば りかい
口の動きで言葉を理解しているのに、
ますく はす
マスクを外してほしいとお願いしたが、
ますく はす
マスクを外してもらえなかつた。

こうり てきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」
かもしれません。



かいぎ しえん ひと
会議に支援してくれる人を
入れてもらえなかつた。

こうり てきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」
は、差別にあたります。



こうり てきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」

しょう
障がいのある人が困っている時に
その人の障がいに合った必要な工
夫ややり方を相手に伝えて、それを
あいて
相手にしてもらうことを合理的配慮
といいます。

しょうがいしゃ きべつかいしょうほう
障害者差別解消法では、役所や
かいしゃ お店などの人が、障がいの
ある人に「合理的配慮をしないこと」
さべつ
も差別となります。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」

たと
例えば、「障がいがある」という
理由だけでスポーツクラブに入れない
こと、アパートを貸してもらえない
ことなどは、障がいのない人と違
う扱いを受けているので、「不当な
差別的取扱い」であると考えられま
す。

ただし、通路がせまくて車いすが
とお
通れないなど、他に方法がない場
合などは、「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。



こんなことはありませんか？

かぞく 家族などから



しせつ しょくいん 施設の職員などから



はたら かいしゃ しゃちょう 働いている会社の社長 などから



はたら え かね わた 働いて得たお金を渡してもらえない



ねんきん はたら え
・年金や働いて得た
お金を渡さない
・勝手に自分のお金を
使われているなど

しょくじ あた 食事を与えられない



なか
・お腹がすいても
食事を与えない
・汚い部屋で生活をさせる
・入浴をさせないなど

どな 怒鳴られる



どな
・怒鳴る
・悪口を言う
・仲間に入れないなど

なぐ 殴られる



ひらてう
・平手打ち
なぐ け
・殴る、蹴る
つねる
の
・飲まなくても良い薬
を飲ませる など

さわ 触られる



はだか
・裸にする
きす
・キスをする
ことば い
・いやらしい言葉を言う
えいぞう
・いやらしい映像を
みせるなど

これらは、
ぎゃくたい
虐待
です！

さべつ く おも
差別かも？ 喜らしぶらいかも？ と思ったら…
ちいき い いんかい そうだん
「地域づくり委員会」に相談しましょう

ほんかいどうしやう しやじやうれい
 北海道障がい者条例では、
 さ べつ
 差別がなく
 暮らしやすい地域づくりを
 すず どう
 進めるため、道では、
 そうこうしんこうきょく しんこうきょく
 総合振興局や振興局ごとに、
 ち いま いんかい
 「地域づくり委員会」を
 つくっています。



差別^{さべつ}かも、暮らし^くづらいかもと思^{おも}われることや
助^{たす}けてほしいことがあ^あったら
「地域^{ちいき}づくり委^い員^{いん}会^{かい}」にご相^{そう}談^{だん}ください。

「^{ち い}地域^{い いん}づくり委員会^{そうだん}」への相談は、
事務局である総合振興局や振興局の社会福祉課で受け付けています。
詳しくは、お電話^{でんわ}、ファックスまたはメール^{めーる}でお問い合わせ^{あひ合わせ}ください。



連絡先は、最後のページ（16ページ）を見てください

ほっかいどうしょう しゃじょうれい
北海道障がい者条例とは…

この条例は、障がいのある人が、
 助けてもらいながら町に出かける、暮らしたい町で
 安心して暮らせる地域づくりをめざしています。



ちいき いんかい
「地域づくり委員会」は、
しょう しゃ くるま
障がい者が困っていることについて、
そうだん まどぐち
だれでも相談できる窓口です

ちいき いんかい
地域づくり委員会

暮らしづらさに関する相談
 毎道障がい者条例 に関する相談対応
 (平成 22 年 4 月施行)

ぎゃくたい かん そうだん
虐待に関する相談
 しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法
 かん そうだんたいおう
に関する相談対応
 へいせい ねん がつ ころ
 (平成24年10月施行)

さ べつ かん そうだん
差別に関する相談
しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう
障害者差別解消法
かん そうだんたいおう
に関する相談対応
へいせい わん がっし りょう
(平成28年4月施行)

す しちょうそん そうだんまどぐち
お住まいの市町村にも相談窓口があります

さ べつ そうだん
差別の相談は・・・
しちょうそんやくば しょう ふく し たんとう かかり
市町村役場の障がい福祉担当の係

ぎゃくたい そうだん
虐待の相談は・・・
 しちょうそんしょう しやぎゃくたいぼうし せんたー
市町村障がい者虐待防止センター

虐待を受けた または
虐待を受けているところを見た場合は、
お住まいの **市役所・町村役場** に連絡しましょう!



だれもが暮らしやすい地域にするために

ひとり
一人ひとりが

しょう
障がいについて

し
知っておくことが大事です。

し かくしょう 視覚障がいのある方

■ 視覚障がいの方は、まったく見えなかったり、見えにくかったりします。

◆ 気をつけること

- ・ 周りの状況が分からないので、こちらから声をかけましょう。
- ・ 「こちら」、「これ」などの指示語ではなく、場所は「2歩先」、物は「〇〇の申請書」など、具体的に説明します。



ちようかく げん こ しょう 聴覚・言語障がいのある方

■ 聴覚障がいのある方は、まったく聞こえなかったり、聞こえにくかったりします。また、聴覚障がいと言語障がいの両方の障がいのある方もいます。

◆ 気をつけること

- ・ 聴覚障がいのある方との会話には、手話、指文字、筆談、口話（口の動きで話している内容を読みとる）などの方法があります。どのような方法が良いか、確認しましょう。
- ・ 言語障がいのある方へは、分かったふりをせず、紙などに書いてもらい、内容を確認しましょう。



し たい ふ じ ゆう 肢体不自由のある方

■ 肢体不自由のある方は、杖や松葉杖を使用したり、義足を使用したり、車いすを使用したりします。

また、病気や事故で脳が損傷を受けた方の中には、からだのマヒや機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどがある方もいます。

◆ 気をつけること

- ・ 車いすを使用されている方に、立ったままで話をする、車いすの方が、上から見下ろされている感じがして、身体的・心理的な負担になるので、かがんだりして、同じ目線で話すようにします。



ない ふ しょう 内部障がいのある方

■ 内部障がいとは、内臓機能の障がいであり、身体障害者福祉法では心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、肝臓機能の7種類の機能障がいと定められています。

◆ 気をつけること

- ・ 内部障がいのある方は、疲れがたまりやすいですが、障がいの状況が外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけます。

知的障がいのある方

■ 知的機能の障がいがあり、障がいの程度、必要な支援内容は様々です。
慣れていたたり、毎日同じ内容だったり、決まっていることは見通しがつので、
問題なく行動できます。

◆ 気をつけること

- ・ 資料は、漢字にふりがなを振り、具体的な短い文章で、絵や図を使います。
- ・ 話すときは、ゆっくりと、小さく区切って、丁寧に説明します。
- ・ 子どもに話すような言葉づかいはせずに、その人の年齢にふさわしい対応をします。

発達障がいのある方

■ 発達障がいのある方は、人との関係づくりやコミュニケーション（気持ちや
意見を、言葉などで相手と伝えあうこと）が苦手ですが、優れた能力が発揮
されている場合もあり、周りから理解されにくい障がいです。

◆ 気をつけること

- ・ あいまいな表現は苦手なので、具体的な表現で伝えます。
- ・ 図や文字で視覚的に説明すると、よりわかりやすいです。
- ・ 苦手な環境で、長く話をしていると、パニックになってしまうことがあるので、
休憩をとるようにしましょう。



精神障がいのある方

■ 様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。
大半の方は、適切な治療・服薬と、周囲の配慮があれば、安心して生活を送
れます。

◆ 気をつけること

- ・ 不安を感じさせないように、穏やかに対応します。

難病などの方

■ 原因がわからず、治療がとて難しく、長期にわたり、生活する上で配慮が
必要な病気です。
症状が進行しやすかったり、日によって症状が変化したりするほか、症状が
見えづらいなどの特徴があります。

◆ 気をつけること

- ・ 体調に応じて、対応してほしいことを本人に確認しながら、負担をかけない
対応を心がけます。

ここでは、「障がい特性」と「気をつけること」の一部を
紹介しています。

同じ障がいのある方でも、人によって状態が違い、必要な
支援も違うので、どんな支援が必要か、本人に確認すること
が大事です。



ち い き い いんかい し ちょうそん
地域づくり委員会や市町村に

そうだん
相談したら、どうなるの？

たと つぎ たいおう かんが
～ 例えば、次のような対応が考えられます ～

① 困りごとの発生

Aさん・車いす利用者

行きたいお店に 3 段ほどの階段があって困っています。

スロープやエレベーター也没有ありません。

でも、ぜひそのお店で食べたい料理があって、勇気を出して、

ひとりで来たのです。

お店の入り口で、店員さんに手伝って

ほしいと伝えたところ、断られました。



どうしてもその料理を
食べたい。車いすに乗って
いるからお店に入れて
もらえなかったのだろうか...

改善してもらいたいから
地域づくり委員会に
相談することになりました



② 地域づくり委員会への相談

地域づくり委員会の事務局がある

〇△総合振興局の社会福祉課に電話しました。

状況を話したところ、

自宅に話を聞きに来てくれました。

地域づくり委員会では、実際にお店に行って

お店の方と話をし、状況を確認すると、説明してくれました。



③ 地域づくり委員会の調査・協議

地域づくり委員会では...

お店に行き、お店の方と話し、状況を確認しました。

そのあと、地域づくり委員が集まり、対応を検討しました。

④ 地域づくり委員会の検討結果と対応

お店は、女性の店員2名のみだったので、車いすに乗ったお客さまを
持ち上げて、安全に運ぶことができないと判断し、

お断りしたということでした。

地域づくり委員会ではあらためて、お店に行って、スロープの設置を
提案し、A さんには、お店に伝えた内容などを説明しました。

⑤ 結果

Aさんは、お店の状況を知り、納得しました。

その後、お店には、階段の隣に、ゆるやかなスロープ

が設置され、車いすの方もベビーカーを利用しているお母さんも

そのお店で食事をたのしめるようになりました。

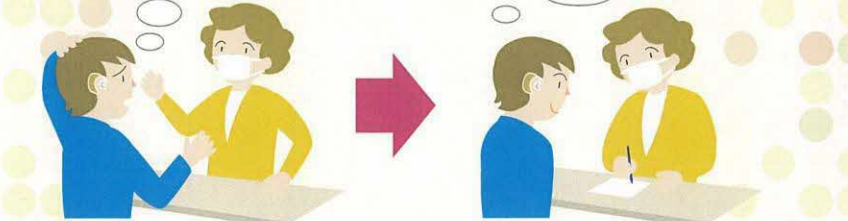


ごう り できはいりよ
合理的配慮がされるようになった事例の紹介

ビー ちょうかくしょう かた
Bさん 聴覚障がいの方

まずくはず
マスクを外してくれないと、
なに い
何を言っているのかわからない...

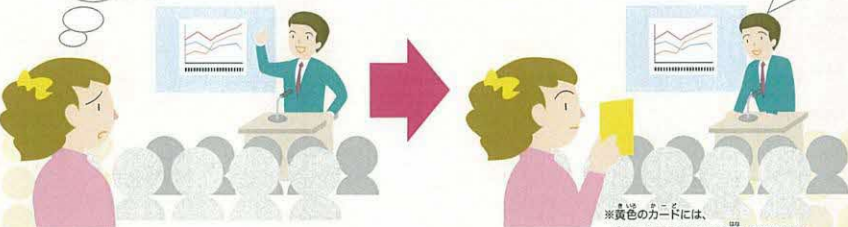
かぜ ますく
風邪で、マスクをしているんだ。
ひつぽん
筆談してくれて、安心。



シー ちでせしょう かた
Cさん 知的障がいの方

はやくち
早口でわからない...

きいろ かーど あ
黄色いカードが上がりましたので、
すこし、ゆっくり話しますね。



ディー ほったつしょう かた
Dさん 発達障がいの方

しごと
なんで仕事が
お
終わって
ないんだ!

かた
やり方がわから
なかったのに...

わからないことは、ぜんぶ
ひと き
この人に聞いてくださいね。

よろしく
おねがい
します。



しよくば せんぱい
職場の先輩

しよくば せんぱい
職場の先輩

なや そうだん
ひとりで悩まず、相談してみましょう!!

ち いき い いんかい でん わ ばんごう
「地域づくり委員会」の電話番号

しちょうそんやく ば でん わ ばんごう
市町村役場の電話番号

しちょうそん そうだんじょ でん わ ばんごう
市町村の相談所の電話番号

※最寄りの相談先を記載してください。

か そく がっこう しよくば
ご家族、ともだち、学校、職場など、

まずは、
はな
だれかに話してみましょう。



札幌市のパンフレットから

SAPPORO

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法
について



平成28年(2016年)4月からはじまります。

障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

このコードは、視覚に障がいがある人への情報提供を目的に作られた“音声コード”です。専用の活字文書読み上げ装置で、活字の情報を音声で聞くことができます。
※一部のスマートフォンアプリでも読み取りができます。



札幌市

高次脳機能障がい
医学等の場面で用いる「高次脳機能障がい」とは、
意味が異なる場合があります。

高次脳機能障がいとは、事故や病気などで脳に損傷を受けたことにより、注意・思考・記憶・行為などに困難が生じている状態です。
症状のあらわれかたはさまざまですが、周囲の人が理解しにくいばかりでなく、本人も自分の障がいを十分に認識できないことがあり、適切な支援が受けられないと、誤解やトラブルなどにつながる場合があります。

高次脳機能障がいの人が苦手なこととサポート

気が散りやすい、うっかりミスが多い場合
集中しやすい環境作りを心がけ、内容確認の声かけを行ってください。

思い出せない、覚えられない場合
メモやスケジュール表などで視覚化したり、1度に伝える情報量を少なくしたりして伝えるようにしてください。

計画が立てられない、要領良くできない場合
作業の手順をわかりやすく示すようにしてください。



難病

難病とは、原因も治療法も医学的に確立していない病気で、長期にわたる療養が必要なことから、本人や家族の身体的・精神的・経済的な負担が大きい病気のことです。
難病には、さまざまなものがあり、また同じ病気の種類でも、個人によって、症状はさまざまです。また、外見からは、難病であることがわかりづらい人が多いです。
定期的に、薬を飲んだり、病院に通ったり、休息が必要な場合もありますが、症状に合わせた配慮があれば、多くの人が仕事をしたり学校生活、社会生活を送ることができます。

平成25年4月に「障がい者」の範囲に「難病」の患者が加わりました。

障害者差別解消法に関する問い合わせ
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎3階
電話番号:011-211-2936
ファクス番号:011-218-5181
点字版のパンフレットをご用意しています。ご希望の方はお問い合わせください。

※このパンフレットは、可能な範囲内で、知的障がい者などでもわかりやすい表現を用いて作成しております。

※このパンフレットは、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの人に见やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作成しております。




障がい者を理由とする差別

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。



合理的配慮

障がいのある人からの求めに応じ、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除くために必要で合理的な配慮(※)が求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

この法律のポイント

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店などは、できるだけ努力することになっています。

会社・お店などが適切に対応するために、国は必要な指針(対応指針)を業種ごとに定めています。対応指針 内閣府のホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

また、どんな対応をしたか、役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意されることがあります。

また、どんな対応をしたか、役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意されることがあります。

※社会的障壁について

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るには、さまざまな困難(=社会的障壁)があります。

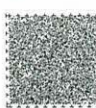
例としては、街なかの段差(車いすを使っている人は進めなくなります)、漢字ばかりの書類(理解しづらい人がいます)、また制度や慣行、障がいのある人に対する理解不足から生じる偏見などさまざまです。

※合理的配慮について

どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別ケースにより異なります。

例としては、車いすを使っている人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することが挙げられます。

音声コード



■札幌市では、「障がい者」等を標記する際、「害」という漢字に否定的な意味があるため、法律名等の固有名詞以外は、ひらがなを用いることとしております。

内部障がい

内部障がいとは内臓機能に障がいが生じている状態です。心臓や呼吸器、ぼうこう・直腸、腎臓などの内臓機能が低下しているため、疲れやすかったり、体力が低下していたりします。

また、人工透析を受けている人や人工肛門(ストーマ)を使用している人もいます。

外見だけではわからない障がいがあります

内部障がいは外見ではわかりにくく、周囲の人に理解されにくい障がいのため、体がきつくても、周囲の人に言えず苦しんでいることがあります。外見ではわからない障がいがあることをご理解ください。

視覚障がい

視覚障がいとは見えにくい、まったく見えないなど、視覚に何らかの障がいが生じている状態です。「見えにくい」とは、「細部がよくわからない」「見える範囲が狭い」などの状態です。

視覚障がいのある人が困っていたら

細い白い杖(白杖)や点字ブロックなどにより、周囲の状況を把握しながら一人で外出できる方も多くいます。

白杖を頭上50cmぐらい掲げて周囲の方にサポートを求める合図(白杖SOSシグナル)を見かけるなど、視覚に障がいのある人が困っている様子を見かけたら、まず声をかけてください。声をかける時には、できるだけ前方から声をかけてください。

また、説明や案内などをするときには、「それ」や「あっち」などの言葉はさけ、「(ものの名前)」や「まっすぐ」など具体的な言葉を使ってください。



身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)について



音声コード



視覚や聴覚、肢体などに障がいのある人をサポートする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」をまとめて、身体障害者補助犬といいます。

補助犬はペットではなく、障がいのある人のパートナーであり、さまざまな場所に同伴することができます。身体障害者補助犬法では、「犬だから」という理由で補助犬がお店などに入ることを断ることはいけないことになっています。

また、街なかで補助犬を見かけても、触ったり、食べ物を与えたりしないでください。訓練を積んでいますが、気が散ってしまい一緒にいる障がいのある人が危険になることがあります。「仕事中」であることをご理解ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoitaougadekirupe-zi.htm>

障がいのある方へのよりよい対応ができるためのページ

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることを目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されました。
このページでは、障がいのある方へのよりよい対応ができるために役立つ情報を掲載しております。

パンフレット「だれもが暮らしやすい地域づくりのために」(H28. 7 作成)

障害のある方へのよりよい対応ができるサポートブック(H27. 12 策定)

合理的配慮事例集(H29. 8 改訂版)

北海道障がい者条例パンフレット

障害者差別解消法パンフレット(道作成)

障害者差別解消法について(内閣府HP)

[表紙](#)

[2～5p](#)

[6～7p](#)

[8～11p](#)

[12～15p](#)

[16p](#)

[PDF](#)

[PDF](#)

[PDF\(るび\)](#)

[PDF](#)

[PDF](#)

[リンク](#)



北海道

合理的配慮等具体例データ集

合理的配慮サーチ

内閣府共生社会 ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

合理的配慮等具体例データ集について

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されます。このページでは、合理的配慮等の具体的な事例をご紹介します。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであり、本データ集に事例として掲載されていることを以て、当該事例を合理的配慮として提供しないことがただちに法に違反するもの（提供を義務付けるもの）ではない点にご留意ください。

御利用にあたって

参考事例集は、合理的配慮や不当な差別的取扱いの具体例だけではなく、いわゆる事前的改善措置・環境整備にあたる内容も含んでいます。

本データ集には、内閣府の管理下でない外部のウェブサイトへのリンクが多く含まれます。外部のウェブサイトの操作方法・不具合等は各ウェブサイトの管理者にご確認ください。

障害の種別から探す

全 般	視 覚 障 害	聴 覚 障 害
盲 ろ う	肢 体 不 自 由	知 的 障 害
精 神 障 害	発 達 障 害	難 病 等

生活の場面から探す

行政機関	教育	雇用・就業	公共交通
医療・福祉	サービス (買物、飲食店など)	災害時	

目的

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的としています。

誰もが共に生きるサポーターへ

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県独自の運動としてスタートしました。

まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。具体的には、次の4つを実践していただきます。

4つの実践

1. 障がいについて理解しましょう
2. こんな配慮をお願いします
3. 声をかけ、手助けを行いましょう
4. あいサポートバッジを身につけましょう



あいサポートバッジについて

障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。後ろの白いハートは障がいのある方を支える様子を表すとともに、「supporter(サポーター)」の「s」を表現しています。ベースとしている「橙色」は、鳥取県出身で日本の障がい福祉に尽力された糸賀一雄(いとがかずお)氏の残した「この子らを世の光に」という言葉の「光」や、「暖かさ」をイメージしています。また、「だいたい(代々)」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会の実現が達成される期待も込められています。……………

。



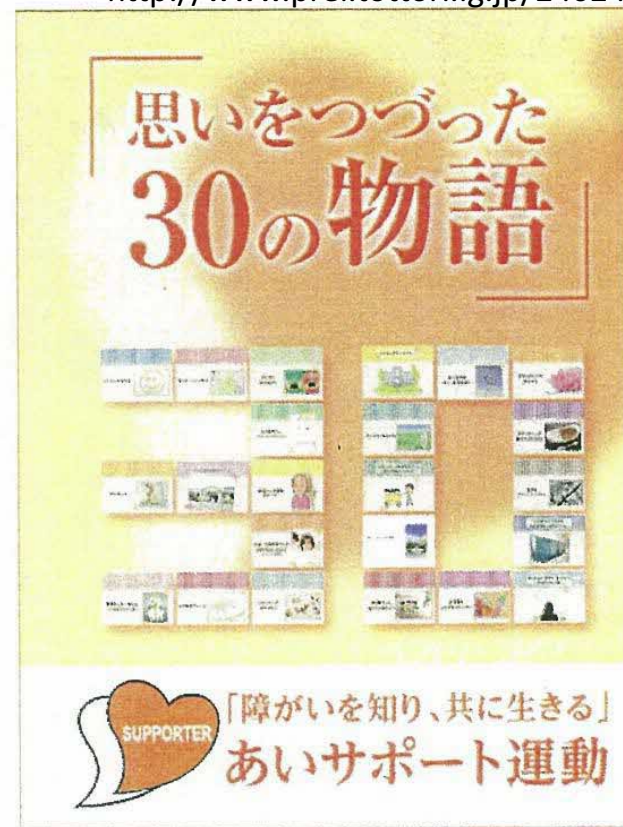
障がい理解デジタル絵本

もどる |

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246245.htm>

日頃、あまり伝わることのない障がい者ご本人や家族の思い、ちょっとした話、日常のエピソードなどをストーリー仕立てとし、インターネット上で閲覧できる絵本にしました。「あいサポート運動」のテーマでもある「障がいを知り、共に生きる」ことの大切さを、多くの方に共感していただきたいと思います。6つの障がいの分野ごとに、5話ずつ全30話の絵本です。

「障がい理解デジタル絵本」はこちら



障がい理解デジタル絵本 音声ファイル

絵本のタイトルをクリックされると、MP3ファイルが開きます。音声のみ聞かれる場合などに、ご利用ください。

絵本のコーナー

ホーム

日頃、あまり伝わることのない障がい当事者や家族等の思い、ちょっといい話、日常のエピソードなどをストーリー仕立てとし、絵本という形で表現することにより「障がいを知り、共に生きる」ことの大切さを共感していただきたく作成しました。

読みたいお話の扉を選んで下さい。



知的障がい



発達障がい



精神障がい



視覚障がい



聴覚障がい



重症心身障がい

>> [絵本の印刷用（PDF）はコチラ](#)

ずっといっしょだよ



のどかな山間部
一家は平穏に暮らしていました。
新たな命がお母さんのおなかに
宿っていたある日のことです。
元気だったみはるがかぜをこじらせ、
高熱でうなされ始めました。

突然の出来事^{どうよう}に動揺するお母さん。
慌てて病院に連れて行きましたが、
地元の病院では手に負えない状況で、
大きな病院に入院して
なんとか命は助かりました。
しかし、みはるは脳に大きな損傷を
負ってしまいました。



「かのうせいすいまくえん」
生死をさまよいました。
その後遺症で重度の障がいを負い、
体が不自由に。
みはるが1歳半のことです。

みはるとの生活で身につけた知恵を、
さまざまな障がい者のために役立てることが、
みはるとの生活を
より意味があるものになっています。



<http://www.pref.tottori.lg.jp/246245.htm>

「重症心身障がい」について

重度の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している最も重い障がいです。自分で日常生活をおくることは困難で、自宅で介護を受けたり、専門施設等に入所したりして生活しています。口の動きや目の訴えで意思を伝えますが、常時介護している方ではないと理解しにくいです。また、医学的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することも困難な状態を「超重症心身障がい」といいます。

★こんな配慮がうれしい！

- ◇どんなに重い障がいであっても
真剣に生きている命を守ってほしい
- ◇困っていそうなときは、声をかけてみましょう

あとがき

「うちの子の障がいについてもっと知ってもらいたい」―。偶然だったのだろうか、今回取材した重症心身障がい児・者のお母さん全員が同様の言葉を発した。取材では、明るく元気で、中にはパワフルに接してくれたお母さんもいたが、全員が子どもに重症心身障がいがあることを知った時、自分のことを責め、泣き続けた

という。その後の苦労も、簡単に人が理解できるほど生やさしいものではない。それでも語ってくれた。自らの仕事は“伝える”こと。この取材で命の重みが自らに伝わり、それを一人でも多くの人に伝えなくてはならないという使命感に駆られた。(あ)

ヘルプマーク・ヘルプカード

札幌市は、外見からは障がいがあることが分からない方などに対し、札幌市民全体で合理的配慮を提供しやすい環境を作っていくため、ヘルプマーク・ヘルプカードを導入します。これにより、援助や配慮を必要としている方々への市民理解が深められ、支援の輪がさらに広がることを期待しており、札幌市が目指す「心豊かにつながる共生のまち」の実現に向けた新たな取組になるものと考えられます。

ヘルプマークとは

周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマークです。

対象となる方(例)

- ・義足や人工関節を使用している方
- ・内部障がいや難病の方
- ・妊娠初期の方
- ・その他援助や配慮を必要とする方



ヘルプカードとは

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいのある方などが普段から身に着けておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードです。



対象者

周囲から助けが必要なときにヘルプカードを活用したい方

二つ折り、両面で、財布などに入れられる大きさです（縦55mm、横85mm）。

ヘルプマークを ご存じですか？



援助や配慮が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

札幌市保健福祉局

障がい保健福祉部障がい福祉課

電話：011-211-2936 ファクシミリ：011-218-5181

このコードは、視覚に障がいがある人への情報提供を目的に作られた“音声コード”です。専用の活字文書読み上げ装置で、活字の情報を音声で聞くことができます。

※一部のスマートフォンアプリでも読み取りができます。



外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマークを知っていますか？
援助や配慮が必要な方のためのマークです。

札幌市内でも過去こんな施設コンフリクト

- 道立の児童相談所、心身障害者総合相談所、特別支援教育センターの建物建設
- 南区の知的障害者施設
- 豊平区の知的障害者通所授産施設
- 西区の身体障害者通所授産施設、福祉ホーム
- 北区の自閉症者のケアホームなどの新設の時に地域住民の反対運動があった。北区のケアホームの事例は建設を中止した。

反対運動(はんたいうんどう)で

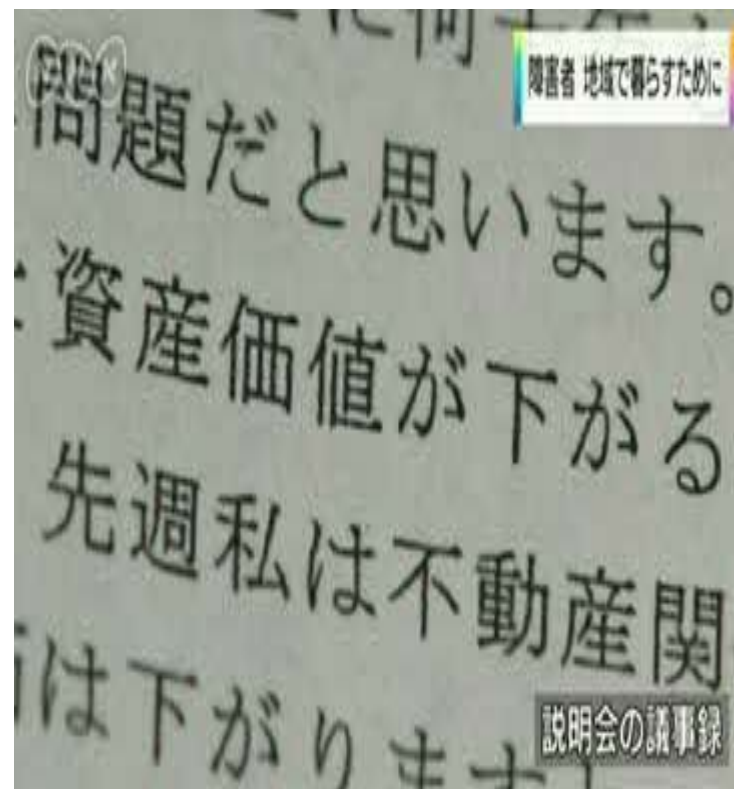
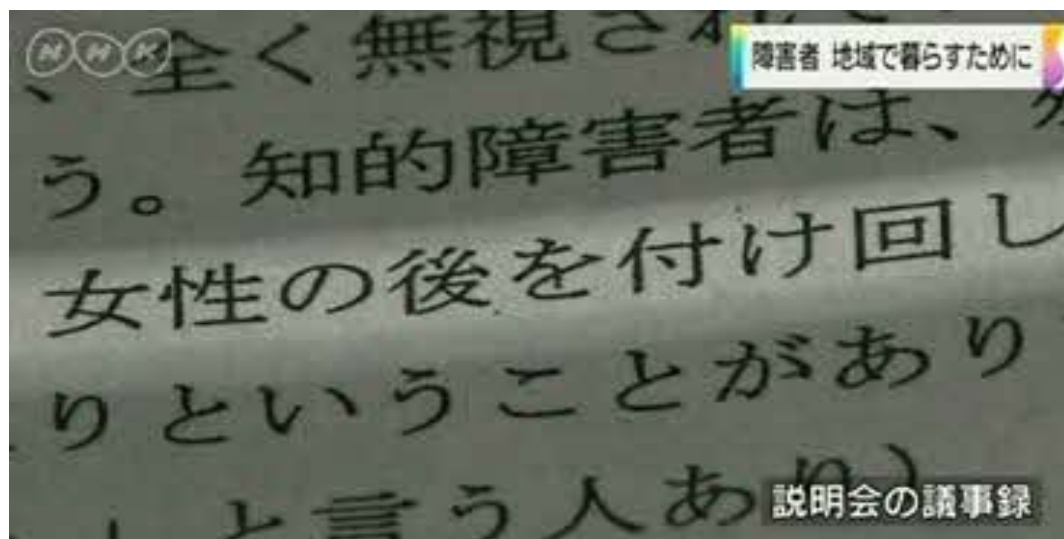


東京都文京区
(とうきょうと ぶんきょうく)

NHK首都圏ネットワークの
ホームページより



へんけんと ごかいではんたいされる



施設コンフリクト 川崎市のグループホーム



ち い き り かい かいしょ
地域の理解ないまま開所も



グーグルマップより引用



障害者差別解消法では

附帯決議で

全国各地で起こっているグループホーム等の開設、建設反対運動に関しては、

- ・「国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。」

「障害を理由とする差別に解消の推進に関する法律案」(骨子案)P4. 6. 差別解消のための支援措置
(2)啓発活動

- ・障害者支援施設(グループホーム、ケアホーム等を含む。)の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行う。

コンフリクト・マネージメント

- ・ 社会福祉施設における施設コンフリクトに対しても、環境施設でのコンフリクト・マネージメント手法の一つである、「リスクコミュニケーション手法」を用いたアプローチが有効であることが明らかになりました。

このリスクコミュニケーションでは、コンフリクト当事者間の信頼の醸成を目指します。つまり、社会福祉施設における施設コンフリクトにおいても、当事者間の信頼が合意形成のための必要条件のひとつだと言えるのです。また、地域住民と施設及び施設関係者との信頼が施設コンフリクトの合意形成に重要な影響を及ぼしていると考えれば、これまで社会福祉施設における施設コンフリクト解消のために必要だと考えられて施設及び利用者への理解は、施設コンフリクトが解消されて合意形成に至り、施設が開設された後に時間をかけて形成されるものであると言えます。

また、施設コンフリクト発生後は、地域住民－施設間の交渉ではなく第三者が介入することによって、客観的な立場で交渉を行うことが可能となり、その結果、施設コンフリクトは合意形成に至るということもわかりました。その際の仲介者の役割は、コンフリクト問題解決に向けたマネージメント機能を果たすことです。

(大阪市立大学大学院生活科学研究科・生活科学部 人間福祉学科 准教授 野村恭代 生活科学最前線！ 研究だより VOL17:施設コンフリクトとリスクコミュニケーション)

「施設コンフリクト」の定義

施設コンフリクトとは、

- (1) 施設とその周辺住民との間で発生し、
- (2) 施設とその周辺住民との目標に相違があり、
- (3) それが表出していることにより、
- (4) 当事者がその状況を知覚している状態である。

野村恭代『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践―地域住民との合意形成に向けて―』明石書店、2013.

※ご清聴ありがとうございます。
参考・引用ホームページなど

- 内閣府共生社会ホームページ
- 外務省ホームページ
- 厚生労働省ホームページ
- 北海道障害者条例ホームページ
- 札幌市障害福祉課ホームページ
- 鳥取県ホームページ
- NHK首都圏ネットワークホームページ
- 札幌みんなの会
- メールでの問い合わせ先 mmitsumasu3@aol.com